

令和 6 年 6 月 14 日現在

機関番号：32612

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2023

課題番号：19K20553

研究課題名（和文）フランスにおける共同体主義 ムスリムとユダヤ人を対象とした政策の比較研究

研究課題名（英文）French "communautarisme": a comparative study on policies related to Muslims and Jews

研究代表者

大嶋 えり子 (OSHIMA, Eriko)

慶應義塾大学・経済学部（日吉）・准教授

研究者番号：90756066

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,100,000円

研究成果の概要（和文）：フランスで使用されている「共同体主義」概念の意味および用いられる際の意図や文脈を明らかにした。「共同体主義」とは、マジョリティとは異なる出身地域や宗教などの文化的習慣に基づいた共同体などが共和国の原則を受け入れずに閉鎖的にふるまい、特別な権利を主張するといったおおよそ想像上の現象を批判する概念であり、マイノリティを批判する際に使用する政治的コノテーションを持った概念である。「共同体主義」を体現しているとしてたびたび批判されてきたムスリムに関する言説と、「共同体主義」として批判されにくいユダヤ人に関する言説を比較し、「共同体主義」概念の使用において両共同体間で違いがあることを指摘した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究はフランス社会のよりよい理解に資する一方で、日本社会にとっても2点において重要性および緊急性が高い。まず、日本社会には多くの移民やその子孫が住んでおり、多様な文化を持った者が共生する道を今後さらに考えていく必要がある。そのためには、異なる文化が国内に入ってくることによって起きうる変化や、あるべき多文化共生を模索する上で、他国の事例は参考になるであろう。総在留外国人は300万人近くおり（2016年12月時点の法務省による在留外国人統計）、こうした課題には高い緊急性がある。とりわけ移民をめぐる議論が活発であり、日本と同じように旧植民地から移民を多く受け入れているフランスの事例は参考になる。

研究成果の概要（英文）：This study elucidates the meaning of the widely used concept of "communautarisme" in France, as well as the intentions and contexts in which it is employed. "Communautarisme" refers to a critical notion that points to real or imagined phenomena where ethnic groups, based on cultural practices such as region of origin or religion, behave in a closed manner and claim special rights without accepting the principles of the Republic, such as equality and secularism. In other words, it is a concept used by the majority to criticize minorities, and it has strong political connotations. To analyze the use of this concept, the study compares discourses about Muslims, who have often been criticized for embodying "communautarisme," with discourses about Jews, who share unique cultural practices but are not criticized as communautarist. This comparison highlights the differences in the use of the concept of "communautarisme" between these two communities.

研究分野：政治学

キーワード：移民 植民地 多文化 イスラーム ユダヤ人 フランス

1. 研究開始当初の背景

フランスではマイノリティが特定の文化を温存したり、差別的な社会構造の変革のために権利を主張したりする態度を、「共同体主義」という語を用いて批判することが言論空間で頻繁にある。コミュニタリアニズムという英語圏でマイケル・サンデルなどが使用してきた用語とは異なり、ムスリムをはじめとするマイノリティに適用されることが多く、社会的な実態を客観的に示す語ではなく、マイノリティに対する政治的な批判を含んだ語であることは先行研究で明らかになっている。ただし、この概念を中心とした研究はまだ少なく、「共同体主義」は十分に検討されてきたとは言えない。

この概念の用法が誕生した背景には、フランス共和国の標語にある「自由、平等、博愛」の平等概念が重視されてきた歴史がある。自由な市民同士が平等に生きることを是とする共和国において、特定の文化の保存や特定の権利を主張することは平等の理念に反するとされやすい。この背景こそが、マイノリティの主張を共和国の理念に反する「共同体主義」の発現だと断じる土壌を形成してきたのである。そうした批判はマジョリティにとって都合の良いものであり、社会構造により抑圧されてきたマイノリティによる問題の告発を封じるものである。また、自身の文化を優先し、その文化を保存するための権利の主張を行っても、マジョリティにこの概念が当てはめられることがないのも一つの大きな特徴である。

この概念の根拠となっているのは、フランス共和国憲法で掲げられている平等の原則である。つまり、平等な個人が構成する「一で不可分な共和国」(憲法第1条)において、国家と個人の間に共同体といった中間集団は存在するべきではない、もしくは、存在しないという前提が置かれている。そして、特別な権利を特定の共同体が主張する、あるいは、マジョリティとは異なる文化を公的空間において共有し実践する閉鎖的様態を見せることは国家の分断を引き起こし、個人間の平等を脅かすという考えから、共同体主義は生じてはならない現象とされている。ただし、マジョリティが多様性を受け入れず、特権を持っていたとしても、共同体主義として批判はされないため、共同体主義という概念は恣意的に使用されている。

繰り返しになるが共同体主義は批判を内包した概念である。すなわち、政治的なコノテーションを持つ概念である。だが、政府系機関の報告書や政治家の発言などでは社会の分析を行うための客観性を帯びた概念として使用されている。言い換えれば、共同体主義は政治の場で「実践カテゴリー」に属する概念として機能しているのにもかかわらず、「分析カテゴリー」に属する概念として認識されており、概念のカテゴリーにおける混同が生じている。さらに、前述のとおり、共同体主義はフランス社会に存在するマイノリティにのみ適用される概念であり、共同体主義概念の使用は恣意的である。この点においても、共同体主義が「分析カテゴリー」の概念ではないことが分かる。

付け加えれば、共同体主義は共和国の分断を告発するための概念であるが、実際には共同体主義概念こそが共和国の分断を促す機能を持っている。なぜならば、為政者は共同体主義概念を特定の共同体を共和国の分断の原因として名指しする際に使用しており、マジョリティとマイノリティの対立を深めるからである。

具体的には、共同体主義概念はしばしばムスリムの生活に当てはめられてきた。たとえば2011年にはモスクの閉鎖に伴い、公道でサラート(礼拝)を行うようになったムスリムに対し批判の声が上がり、それを受けて、右派の政治家たちは共同体主義という現象が憲法上の原則を無視し、フランスの分断を招くと主張した。さらに、2016年に社会党のヴァルス首相は全身を覆うムスリマの水着であるブルキニを批判し、共同体主義が生じる懸念を示した。したがって近年、共同体主義概念はムスリムに関わる多数の事象に対して当てはめられていることが分かる。しかし、ユダヤ人の学校や生活習慣への批判は見られていない。この相違点およびその要因を本研究では考察していく。

2. 研究の目的

本研究はフランスで広く一般的に使用されている「共同体主義」という概念の意味および用いられる際の意図や文脈を明らかにすることを目的とする。

「共同体主義」に関する先行研究は少なく、デューム＝ソンゾニの『共同体主義 フランス的ナショナリズムの絵空事に関する調査』が主立ったものだ。ここで、デュームは共同体主義をめぐる言説を分析し、日刊紙におけるこの概念の使用の変容を考察し、社会におけるこの概念の使用による影響を検討している。彼が指摘するとおり、共同体主義概念を理解するためには、概念が批判している対象ではなく、概念の使用そのものを検討しなければならない点に特徴がある。また、日刊紙における「共同体主義」概念の使用は、イスラム(さらにテロリズム)、アメリカ(およびネオリベリズム)、そして共同体の存在を支えるとされる左派による脅威を軸にしているとデュームは分析している。

デュームは、「共同体主義」概念が現実を覆い隠し、不安を煽り、マイノリティを差別する機能を持っていることを指摘している。その際に具体的な事例を挙げているが、一つひとつの事例

の検討は行っておらず、単なる言及に留まっている。そのため、本研究では主要政治家の発言を事例として検討する。そうすることで、具体的に誰がどのように概念を使用し、どういった政策につながったのか、そしてどういった抵抗が共同体側などからあったのかを考察する。

3. 研究の方法

主に2016年に生じた「ブルキニ問題」以降において「共同体主義」を政治家がどのような意図を持って使用したのかを分析する。ブルキニとは女性の全身を覆うムスリマ(女性イスラム教徒)向けの水着であり、平等や非宗教性に反し、「共同体主義」を体現しているとブルキニを着用したムスリマは批判された。政治家の発言を分析することで、フランス政治の特殊性を把握することができるであろう。

また、ユダヤ人との比較を行い、19世紀以降歴史的にムスリムとユダヤ人がどのようにフランス政治において扱われてきたのかを検討する。歴史的な相違点および共通点を考察することにより、共和国における両共同体の扱いの差をもたらした要因が明らかになるだろう。現代におけるムスリムとユダヤ人に対する政策の共通点および相違点を考察し、ムスリムによる共同体主義批判への反応を付け加えて、本研究を完成させる。ムスリムによる反応あるいは抵抗はムスリムを代表する機関や市民団体の文書および新聞報道を通じて観察する。

使用する資料は主に歴史書および新聞やラジオなどである。とりわけ近年の「共同体主義」概念の使用をめぐるSNSを含めた多様なメディアを研究対象とする。新聞や一部の図書などのうちインターネットで入手できないものはフランス国立図書館(パリ)で閲覧した。

4. 研究成果

研究成果は以下の3点にまとめられる。

「共同体主義」とナショナリズム

「共同体主義」の概念の意味をフランス共和国の歴史およびナショナリズム研究のなかに位置づけ、「自由、平等、博愛」やライシテの理念に支えられた共和国モデルの分析を行った。共和国モデルが依拠する理念を振り返り、フランスの国民統合がいかなるものかを確認したうえで、「共同体主義」が共和国モデルの聖性に対する背教の様相を呈している点を指摘した。

「共同体主義」と共和国モデル

「共同体主義」の概念が共和国モデルゆえに誕生したことを踏まえ、マイノリティへの「共同体主義」批判がいかに実際はマイノリティをネガティブに特別視し、平等に反し、ひいては共和国モデルから逸脱しているのかを検討した。つまり、フランスの国民統合のモデルである共和国モデルは憲法が掲げている「自由・平等・博愛」の理念に基づいているにもかかわらず、マイノリティを自由で平等な市民として扱うことなく、彼ら・彼女らに博愛をもって接するどころか、「共同体主義」という語を使用して批判してきたのである。その事例として、学校教育におけるアラビア語教育をめぐる言説と、「分離主義」を阻止するための政策決定過程を検討した。結論として、「共同体主義」という概念自体が共和国モデルに基づいていることを標榜しつつも、共和国モデルに反していることを明らかにした。

ムスリムとユダヤ人への批判の差異

ムスリムが「共同体主義」的なコミュニティの運営を行っているとき頻りに批判されるなか、ユダヤ人コミュニティに対して「共同体主義」との批判が寄せられるかどうかを検討した。その結果、政治家や論客によるユダヤ人コミュニティへの批判は少なく、観察された「共同体主義」批判も反ユダヤ主義的と受け取られないよう慎重なものとわかった。その様相はムスリムへの批判と大きく異なる。これはユダヤ人への批判ひいては差別がないことを示しているのではない。今でも行われるユダヤ人に対するヘイト・クライムが示すように、反ユダヤ主義はフランス社会に根付きつつも、反ユダヤ主義撲滅も共有された価値である。

近年のジャン＝リュック・メランションとフランソワ・フィヨンの発言に注目し、いかにユダヤ人コミュニティに対する「共同体主義」批判において、反ユダヤ主義だという反発を招かないよう慎重になる必要があるかを確認した。

歴史的には時代はずれるとも、ユダヤ人コミュニティもムスリムコミュニティも国家による管理の対象となり、それぞれ窓口となる団体を設立するなどの必要性に迫られてきた歴史を共有している。そうした意味において、両コミュニティをめぐる政策や言説を比較する意義があると同時に、現代において扱われ方が大きく異なる点が際立つといえる。

なお、このトピックを取り上げている最中にハマスによる人質事件が生じ、イスラエル軍による報復が開始した。そのため、フランス国内でユダヤ人に関わる言説が反ユダヤ主義とより一層断罪されやすい土壌が形成され、研究開始当初の想定よりもさらにアクチュアルな性格を帯びることになった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 大嶋えり子	4. 巻 13
2. 論文標題 Analyse du discours sur le communautarisme : De la denonciation pour antirepublicanisme a la reconnaissance antirepublicaine	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 上智ヨーロッパ研究	6. 最初と最後の頁 93-112
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 大嶋えり子	4. 巻 17
2. 論文標題 フランスにおける「共同体主義」とはなにか 共和国モデルの聖性と背教	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 多文化共生研究年報	6. 最初と最後の頁 29-37
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計10件（うち招待講演 3件/うち国際学会 2件）

1. 発表者名 大嶋えり子
2. 発表標題 『旧植民地を記憶する』から考える暴力をめぐる記憶
3. 学会等名 名古屋国際政治研究会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 大嶋えり子
2. 発表標題 フランスと帝国のはざま
3. 学会等名 『帝国のはざまを生きる』刊行記念シンポジウム
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 大嶋えり子
2. 発表標題 Le Communautarisme comme Discours Politique Francais ou la Discrimination Justifiee
3. 学会等名 International Political Science Association (IPSA) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 大嶋えり子
2. 発表標題 マイノリティの行動様式を名指す フランスにおける「共同体主義」と「分離主義」
3. 学会等名 日本政治学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 大嶋えり子
2. 発表標題 フランスにおける『共同体主義』と共和国モデルの聖性
3. 学会等名 名古屋多文化共生研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 大嶋えり子
2. 発表標題 Le Communautarisme comme Discours Politique Francais ou la Discrimination Justifiee (*ただし、新型コロナウイルス事案のために大会延期)
3. 学会等名 International Political Science Association (国際学会)
4. 発表年 2020年～2021年

1. 発表者名 大嶋えり子
2. 発表標題 ユダヤ人コミュニティをめぐる言説 フランスにおける「共同体主義」概念の使用に関するムスリムとの比較検討
3. 学会等名 日本国際政治学会
4. 発表年 2023年～2024年

1. 発表者名 大嶋えり子
2. 発表標題 『旧植民地を記憶する』から考える暴力をめぐる記憶
3. 学会等名 名古屋国際政治研究会（招待講演）
4. 発表年 2022年～2023年

1. 発表者名 大嶋えり子
2. 発表標題 フランスにおけるアルジェリアをめぐる記憶
3. 学会等名 「隠された記憶を掘り起こす フランス共和制におけるマイノリティから考えるー」（招待講演）
4. 発表年 2023年～2024年

〔図書〕 計1件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------